

## 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「には地域手当」を「には本府省業務調整手当、地域手当」に改め、同条第二項中「第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「、研究職俸給表又は」を「第十条の三第一項中「又は指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職俸給表若しくは」に、「」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十二条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」を「の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」に改め、「同条第二項中「又は研究職俸給表」の下に「の適用を受ける職員」を、「又は自衛官俸給表」の下に「の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。）」を、「」に」との下に「、「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同条の規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と」を加える。

第十八条第二項中「六千八百三十円」を「七千二百七十円」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の七十」との下に「、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の七十一・五」と加え、「百分の六十六・二五」を「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」に、「百分の五十」を「百分の五十（）」に改め、「、「百分の六十」の下に「）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）を、「百分の五十七・五」の下に「）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十二・五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）を加える。

第十八条の三中「、「百分の百七十二・五」と、「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」に改める。

第二十二条の二第一項中「第十四条（）」の下に「本府省業務調整手当、」を加える。

第二十四条の二第二項中「十七万九千円」を「十九万五百円」に改める。

第二十五条第二項中「十五万三千三百円」を「十六万千円」に改め、同条第四項中「百分の百七十二・五」との下に「、百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とを加える。

第二十五条の二第二項中「十三万八千円」を「十四万七千七百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十二・五」との下に「、百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」とを加える。

第二十七条第二項中「俸給、地域手当」を「俸給、本府省業務調整手当、地域手当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条－第五条関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1	級	2	級				
		俸	給	月	額	俸	給	月	額
	1		円		円				
	2	259,800		389,400					
	3	261,200		390,900					
	4	262,600		392,300					
	5	264,000		393,700					
	6	265,400		395,100					
	7	266,600		396,500					
	8	267,800		398,000					
	9	269,000		399,400					
	10	270,300		400,700					
	11	271,400		402,100					
	12	272,500		403,600					
	13	273,700		405,100					
	14	275,000		406,400					
	15	276,700		407,900					
	16	278,400		409,400					
	17	280,100		410,900					
	18	281,800		412,300					
	19	283,800		413,900					
	20	286,000		415,500					
	21	288,200		417,000					
	22	290,400		418,200					
	23	292,600		419,600					
	24	294,800		421,000					
	25	296,900		422,300					
	26	298,900		423,900					
	27	300,800		425,300					
	28	302,700		426,600					
	29	304,500		428,000					
	30	306,300		429,400					
	31	308,200		430,700					
	32	310,000		432,200					
	33	311,700		433,700					
	34	313,400		435,300					
	35	315,200		436,700					
	36	316,900		438,300					
	37	318,500		439,800					
	38	320,100		441,500					
	39	321,800		443,000					
	40	323,600		444,600					
	41	325,300		446,200					
	42	326,600		447,700					
	43	328,500		449,200					
	44	330,300		450,400					
	45	332,000		451,600					
	46	333,600		452,800					
	47	335,500		454,100					
	48	337,200		455,300					
	49	338,900		456,500					
	50	340,600		457,600					
		342,300		458,800					

	51	344,000	460,000
	52	345,700	461,200
	53	347,400	462,400
	54	348,700	463,600
	55	350,000	464,800
	56	351,300	466,000
	57	352,800	467,100
	58	354,400	467,700
	59	355,900	468,200
	60	357,500	468,700
	61	358,900	469,200
	62	360,500	
	63	362,100	
	64	363,500	
	65	365,000	
	66	366,600	
	67	368,200	
	68	369,700	
	69	371,200	
	70	372,800	
	71	374,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	72	375,800	
	73	377,300	
	74	378,900	
	75	380,500	
	76	382,000	
	77	383,400	
	78	384,800	
	79	386,200	
	80	387,500	
	81	388,800	
	82	390,200	
	83	391,500	
	84	392,800	
	85	393,900	
	86	395,300	
	87	396,600	
	88	397,900	
	89	399,100	
	90	400,400	
	91	401,500	
	92	402,700	
	93	403,900	
	94	405,000	
	95	406,200	
	96	407,400	
	97	408,800	
	98	409,800	
	99	410,800	
	100	411,800	
	101	412,700	
	102	413,700	
	103	414,800	
	104	415,900	
	105	416,600	

	106	417, 500	
	107	418, 400	
	108	419, 300	
	109	420, 100	
	110	420, 900	
	111	421, 700	
	112	422, 500	
	113	423, 100	
	114	423, 800	
	115	424, 500	
	116	425, 200	
	117	425, 800	
	118	426, 300	
	119	426, 600	
	120	426, 900	
	121	427, 200	
	122	427, 500	
	123	427, 800	
	124	428, 000	
	125	428, 200	
	126	428, 500	
	127	428, 800	
	128	429, 000	
	129	429, 200	
	130	429, 500	
	131	429, 800	
	132	430, 000	
	133	430, 200	
	134	430, 500	
	135	430, 800	
	136	431, 000	
	137	431, 200	
	138	431, 500	
	139	431, 800	
	140	432, 000	
	141	432, 200	
	142	432, 500	
	143	432, 800	
	144	433, 000	
	145	433, 200	
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円 288, 900	円 348, 200

別表第二　自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

44	504,700	477,600	449,900	385,100	358,700	340,500	339,800	332,400	332,200	328,600	319,900
45	505,300	478,800	450,800	386,500	360,000	341,300	340,500	333,100	333,000	329,100	320,300
46	505,900	480,000	451,700	387,700	361,400	342,500	341,600	334,200	334,100	330,000	320,800
47	506,500	481,200	452,600	388,900	362,800	343,700	342,700	335,300	335,200	330,900	321,300
48	507,100	482,400	453,500	390,100	364,200	344,900	343,800	336,400	336,300	331,800	321,800
49	507,700	483,400	454,300	391,300	365,700	346,100	344,700	337,300	337,200	332,600	322,300
50	508,200	484,300	455,100	392,700	367,000	347,400	346,100	338,600	338,500	333,700	322,900
51	508,700	485,200	455,900	394,100	368,300	348,700	347,500	339,900	339,800	334,800	323,500
52	509,200	486,100	456,700	395,500	369,600	350,000	348,800	341,200	341,100	335,900	324,100
53	509,500	487,000	457,600	396,800	371,000	351,200	350,100	342,400	342,200	336,800	324,800
54	510,000	487,600	458,400	398,100	372,300	352,400	351,100	343,500	343,200	337,800	325,300
55	510,500	488,200	459,200	399,400	373,600	353,600	352,100	344,700	344,200	338,800	325,800
56	511,000	488,800	460,000	400,700	374,900	354,800	353,200	345,700	345,200	339,800	326,300
57	511,300	489,200	460,600	402,100	376,200	356,100	354,000	346,600	346,200	340,700	326,700
61	511,800	489,700	461,400	403,600	378,000	357,400	355,400	347,800	347,400	341,600	327,200
62	512,300	490,200	462,200	405,100	379,800	358,700	356,800	349,000	348,600	342,500	327,700
63	512,800	490,700	463,000	406,600	381,600	360,000	358,200	350,200	349,800	343,400	328,300
64	513,200	491,000	463,600	408,000	383,200	361,400	359,700	351,400	350,900	344,400	328,700
65	513,700	491,500	464,400	409,300	384,500	362,900	361,000	352,700	352,100	345,300	329,400
66	514,200	492,000	465,200	410,600	385,500	362,500	362,300	354,000	353,300	346,200	330,100
67	514,700	492,500	466,000	411,900	387,100	365,900	363,600	355,300	354,500	347,100	330,800
68	515,000	493,000	466,600	413,100	388,300	367,400	365,000	356,700	355,700	348,000	331,400
69	515,400	493,500	467,300	414,700	389,600	369,600	366,400	358,100	357,000	348,800	331,800
70	515,800	494,000	468,000	416,300	390,900	371,800	367,800	359,500	358,300	349,600	332,200
71	516,200	494,500	468,700	417,900	392,200	374,000	369,200	360,900	359,600	350,400	332,600
72	516,700	495,000	469,400	419,400	393,300	376,300	370,500	362,200	360,900	351,300	333,000
73	495,500	470,100	420,500	394,500	377,700	371,800	363,500	362,200	352,500	333,300	
74	496,000	470,800	421,600	395,700	379,100	373,300	364,800	353,700	333,600		
75	496,500	471,500	422,700	396,900	380,500	374,400	366,100	364,800	354,900	333,900	
76	496,900	472,000	423,800	398,100	381,900	375,600	367,300	365,900	356,000	334,000	
77	496,800	472,500	424,900	399,600	383,300	377,100	368,800	367,400	357,000		
78	497,300	472,600	424,900	401,100	384,700	378,600	370,300	368,900	358,000		
79	497,800	473,200	426,000	401,100	384,700	378,600	370,300	368,900	358,000		
80	498,300	473,800	427,100	402,600	386,100	380,100	371,800	370,400	359,000		
81	498,800	474,300	428,000	404,200	387,400	381,700	373,300	372,000	360,100		
82	499,300	474,800	429,200	405,700	388,700	383,300	374,800	373,500	361,200		
83	499,800	475,300	430,200	407,200	390,700	384,900	376,300	375,000	362,300		
84	500,300	475,800	431,300	408,700	391,300	386,500	377,800	376,500	363,400		
85	500,700	476,400	432,300	410,200	392,600	388,000	379,200	377,900	364,600		
86	501,200	476,900	433,000	411,800	394,000	389,500	380,800	379,300	365,900		
87	501,700	477,400	433,700	413,400	395,400	391,000	382,400	380,700	367,200		
88	502,200	477,900	434,400	415,000	396,800	392,500	384,000	382,100	368,500		
89	502,700	478,400	435,100	416,400	398,100	393,800	385,400	383,500	369,700		
90	503,200	478,900	435,900	417,600	399,500	395,200	386,700	379,300	364,600		
91	503,700	479,400	436,700	418,800	400,900	396,600	388,000	386,100	372,300		
92	504,200	479,900	437,500	420,000	402,300	398,000	389,300	387,400	373,600		
93	504,700	480,400	438,100	421,200	403,600	399,200	390,600	388,600	374,800		
94	505,200	480,900	438,900	422,400	403,100	399,100	392,100	385,100	375,900		
95	505,700	481,400	439,900	423,600	406,600	402,200	393,600	391,600	377,000		
	443,000	442,700	442,600	441,100	440,600	440,900	439,100	436,100	438,000	438,000	438,000

96	507, 400	483, 900	443, 700	428, 600	413, 900	410, 100	401, 300	399, 100	382, 700
97	507, 700	484, 300	444, 400	429, 500	415, 400	411, 800	403, 000	400, 500	384, 000
98	484, 700	445, 100	430, 300	416, 700	413, 100	404, 300	401, 700	385, 000	386, 000
99	485, 100	445, 800	431, 100	418, 000	414, 400	405, 600	402, 900	386, 000	
100	485, 500	446, 500	431, 900	419, 300	415, 700	406, 900	404, 100	387, 000	
101	485, 800	447, 100	432, 800	420, 700	416, 800	408, 000	405, 200	387, 800	
102	486, 200	447, 500	433, 600	421, 700	417, 700	409, 000	406, 000	388, 700	
103	486, 600	448, 500	434, 400	422, 700	418, 600	410, 000	406, 800	389, 600	
104	487, 000	449, 200	435, 200	423, 700	419, 500	411, 000	407, 600	390, 500	
105	487, 400	450, 000	436, 000	424, 500	420, 500	411, 900	408, 200	391, 300	
106	450, 600	435, 500	425, 600	421, 600	413, 000	409, 000	392, 200		
107	451, 200	437, 800	426, 500	423, 800	414, 100	409, 800	393, 100		
108	451, 800	438, 700	427, 500	423, 800	415, 200	410, 600	394, 000		
109	452, 300	439, 500	428, 300	424, 800	416, 100	411, 300	394, 700		
110	452, 900	440, 200	429, 200	425, 700	416, 900	412, 100	395, 500		
111	453, 500	440, 900	430, 100	426, 600	417, 700	412, 900	396, 300		
112	454, 100	441, 600	431, 000	427, 500	418, 500	413, 700	397, 100		
113	454, 600	442, 400	431, 700	428, 400	419, 300	414, 500	398, 000		
114	455, 200	443, 100	432, 600	429, 300	420, 000	415, 200			
115	455, 800	443, 800	433, 500	430, 200	420, 700	415, 900			
116	456, 400	444, 500	434, 400	431, 100	421, 400	416, 600			
117	456, 900	445, 100	435, 200	431, 800	422, 200	417, 400			
118	457, 400	445, 800	436, 000	432, 600	423, 000	418, 100			
119	457, 900	446, 500	436, 800	433, 400	423, 800	418, 800			
120	458, 400	447, 200	437, 600	434, 200	424, 600	419, 500			
121	459, 000	447, 700	438, 400	435, 100	425, 300	420, 300			
122	459, 500	448, 400	439, 100	435, 900	426, 100	421, 100			
123	460, 000	449, 100	439, 800	436, 700	426, 900	421, 900			
124	460, 500	449, 800	440, 500	437, 500	427, 700	422, 700			
125	460, 900	450, 400	441, 300	438, 200	428, 500	423, 400			
126	461, 400	451, 100	442, 000	439, 000	429, 300	424, 200			
127	461, 900	451, 800	442, 700	439, 800	430, 100	425, 000			
128	462, 400	452, 500	443, 400	440, 600	430, 900	425, 800			
129	462, 900	453, 100	444, 200	441, 400	431, 800	426, 600			
130	463, 800	445, 000	442, 200	432, 600	433, 400	433, 200			
131	454, 500	445, 800	443, 000	443, 800	443, 200	443, 200			
132	455, 200	446, 600	443, 800	443, 200	443, 200	443, 200			
133	455, 700	447, 400	444, 700	435, 100	435, 100	435, 100			
134	456, 300	448, 100	445, 500	435, 900	435, 700	435, 700			
135	456, 900	448, 800	446, 300	436, 700	436, 700	436, 700			
136	457, 500	449, 500	447, 100	437, 500	437, 500	437, 500			
137	458, 200	450, 200	447, 900	438, 400					
138	451, 000	448, 600	439, 000	439, 600					
139	451, 800	449, 300	439, 600	440, 200					
140	452, 600	450, 000	440, 200	440, 200					
141	453, 500	450, 700	440, 700	440, 700					
142	454, 200	451, 400	441, 100	441, 100					
143	454, 900	452, 100	442, 800	442, 800					
144	455, 600	452, 800							
145	456, 300	453, 500							

再任用職員	-	-	528, 300	484, 600	469, 100	412, 100	372, 600	354, 400	322, 000	304, 100	298, 100	297, 700	290, 900	289, 300	280, 800	263, 100	-	-	-
-------	---	---	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	---	---	---

備考) 総合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(一欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考)の政令で定める官職に準する官職を占める者で政令で定めるものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考)の政令で定める官職に準する官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一欄又は(二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を、「の自衛官には」の下に「（第二種初任給調整手当、」を加え、同条第二項中「第十条の五」を「第十条の六」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を、「規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」の下に「と、一般職給与法第十条の五第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、「勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間」とあるのは「一週間当たりの勤務時間として政令で定める時間数」を加え、「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

第十八条の二第一項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」を「百分の百二十六・二五」と、「百分

の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十七・五」に、「百分の五十〔〕」を「百分の五十一・二五」に、「百分の六十」、十二月に支給する場合には「百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）を「百分の六十一・二五」に、「百分の六十」、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十二・五）を「百分の六十一・二五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五）に改める。

第十八条の三中「百分の百一十五」を「百分の百一十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を、「百分の百七十五」に改める。

第二十二条の二第六項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第二十四条の二第一項中「及び」を「、第二種初任給調整手当及び」に改め、同条に次の一項を加え

る。

5 第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

第二十四条の三第二項中「一万二千三百円」を「一万三千百円」に改める。

第二十四条の四第二項中「一万八千五百円」を「一万九千七百円」に改める。

第二十五条第一項中「学生手当」の下に「、第二種初任給調整手当」を加え、同条第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

第二十五条の二第一項中「及び」を「、第二種初任給調整手当及び」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に關し必要な事項は、一般職の國家公務員の例に準じて政令で定める。

附則第十一項中「第十条の五第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

## 附 則

### （施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に關する法律（以下「第一条改正後防衛省給与法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

### （適用日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条 令和七年四月一日（以下この条において「適用日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に關する法律（以下「法」という。）第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。）附則第三条の規定は、第一条改正後防衛省給与法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後的一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五条）第十四条第二項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第三条中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項」と、「及び」とあるのは「、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員及び」と、「附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員」とあるのは「附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

第四条 第一条改正後防衛省給与法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後防衛省給与法の規定による給与の内払とみなす。

（第二種初任給調整手当に関する経過措置）

第五条 一般職給与改正法附則第五条の規定は、第二条の規定による改正後の法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第五条中「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）附則第八条において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第七条 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第八項中「附則第十二条第六項」を「附則第十二条第七項」に改める。

附則第八条第九項中「第九条の規定による改正後の」及び「（附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。）」を削る。

附則第十二条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第五条第二項」を「第五条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「並びに新防衛省職員給与法第五条第一項」を削り、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定を適用する。

附則第十三条中「新防衛省職員給与法」を「第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

## 理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。